

議案第232号

城南区内設置の自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成30年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市が城南区内に設置する自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

城南区内設置の自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設
城南区内設置の有料自転車駐車場（梅林駅自転車駐車場ほか7自転車駐車場）
- 2 指定管理者に指定する者
福岡市博多区千代一丁目25番15号
公益社団法人 福岡市シルバー人材センター
- 3 指定する期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで